

証券コード：6658
平成28年6月10日

株 主 各 位

京都市右京区梅津南広町46番地2

シライ電子工業株式会社

代表取締役社長 小 島 甚 昭

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月に発生しました熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クルビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shiraidenshi.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を同会場にて予定しておりますので、引き続きご参加いただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は堅調に景気拡大が続き、欧州でも英国や独国等を中心に緩やかながらも回復過程を辿りました。一方、中国では経済の構造転換を目指すなか景気は引き続き減速し、その他の新興国につきましても中国経済の減速や原油価格の一段の下落等の影響を受け景気は弱含みで推移いたしました。

わが国経済におきましては、企業業績の回復や設備投資の持ち直し、訪日外国人の購買需要の拡大などは見受けられたものの、賃金の伸び悩みを受けて個人消費は低迷し、年明け以降は円高や株価の下落が進展するなど金融市場の不安定さが露見し、先行きの不透明感を強めつつ推移いたしました。

プリント配線板業界におきましては、エレクトロニクス産業の発展に伴い自動車関連を中心に世界市場全体は拡大傾向にありますが、企業の海外生産シフトの影響による国内需要の減少、国内外競合メーカーとの市場獲得競争はますます激化する傾向にあり、引き続き厳しい状況が展開されることが予想されます。

このような状況のなか当社グループは、プリント配線板事業におきましては、国内営業ではカーエレクトロニクス関連やホームアプライアンス関連の受注が堅調に推移いたしました。海外営業では特にカーエレクトロニクス関連の受注が好調に推移いたしましたが、ホームアプライアンス関連の受注が伸び悩みました。

生産活動におきましては、国内外において他社が追随できないダントツものづくりを目指して製造力強化活動を継続展開し、「品質で社会に貢献する」をスローガンに、良品しかつくりたくないものづくりを目指してグループを挙げて更なる品質の向上に取り組みました。透明基板等の当社独自製品につきましては、市場の認知度も高まり、新透明基板「SPET- α 」がアミューズメント関連を中心に受注を拡大できたほか、新たに「SPET-Color」（イルミネーションサイネージ向け高耐熱フィルム）の販売を開始するなど、更なる市場の拡大に注力いたしました。

検査機・ソリューション事業におきましては、プリント配線板外観検査機（VISPERシリーズ）の高速化と検査サイズの拡大を図り、販売市場の拡大やブランド力向上に取り組みました。また、各種ソリューションビジネス商品におきましては、半自動拡大観察機（TREMYシリーズ）のラインナップ充実を図るなど、プリント配線板メーカーの生産性や品質向上につながるソリューション提案の拡充に一層注力いたしました。

しかしながら、一部分野のプリント配線板受注の伸び悩みや円高の進展等の影響により当連結会計年度における売上高は、29,359百万円となり、前連結会計年度に比べ380百万円（1.3%）の減収となりました。

営業損益につきましては、国内外グループを挙げての製造力強化活動に伴い製造原価が低減できたことなどにより879百万円の営業利益となり、前連結会計年度に比べ208百万円（31.0%）の増益となりました。

経常損益につきましては、営業利益は増益となり支払利息も減少したものの、為替変動に伴い前年同期に発生した為替差益が当連結会計年度では為替差損に転じたことなどから、618百万円の経常利益となり、前連結会計年度に比べ399百万円（△39.2%）の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、法人税、住民税及び事業税が増加したことや、海外子会社の税務調査により過年度法人税等を計上することになったことから、92百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となり、前連結会計年度に比べ611百万円（△86.9%）の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新興国や資源国の経済が減速する中で、世界経済は米国経済を軸に引き続き底固い成長が見込まれる一方、追加利上げの実施や大統領選挙の結果如何によっては世界経済全体に影響を及ぼすことが懸念されます。また欧州経済も緩やかな回復が続く見通しではあるものの、難民問題や地政学リスクの発生等のマイナス要因、中国経済の減速影響も予断を許さず総じて厳しい状況が続くことが予想され、世界経済全体に景気下振れリスクが存在しております。

日本経済におきましても、年明け以降は円高・株安の進行で国内景気は一進一退の動きとなり、金融市場が極めて不安定な状況にあります。また日銀によるマイナス金利導入の影響、平成28年4月に発生しました熊本地震の影響、伊勢志摩サミットに向けた国際政策協調の動向も景気に影響を与えることが懸念され、先行きの不透明感が強まっております。

プリント配線板業界におきましては、自動車の電装化の進展やロボット産業やスマート家電等の次世代産業の発展等により今後も一定の成長が見込まれますが、海外生産比率が年々高まることによる国内外競合メーカーとの競争、取引先から求められる品質への対応等、生き残りを掛けた厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは常に経済情勢及び市場動向に注意を払いながら、グローバル事業体制の強化と新商品開発及び検査機・ソリューション事業の拡充戦略を積極的に進めてまいります。

また、原価力及び品質・サービスの向上により世界トップ水準の顧客満足度を実現するとともに、独自性のある商品と技術開発により新たな事業領域を創出し、国内外で安定した収益を獲得できる強固な企業体質を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は789百万円であります。その主なものは、白井電子科技(珠海)有限公司における生産体制増強のための設備投資であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第 47 期
売 上 高 (百万円)	23,298	25,596	29,740	29,359
経 常 利 益 (百万円)	335	1,314	1,017	618
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	201	1,157	703	92
1株当たり当期純利益 (円)	14.40	82.81	50.33	6.60
総 資 産 (百万円)	17,752	19,449	20,990	21,523
純 資 産 (百万円)	2,060	3,117	3,781	3,600

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出しております。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
白 井 電 子 科 技 (香 港) 有 限 公 司	82百万香港ドル	100.0%	プリント配線板の製造・販売
白 井 電 子 科 技 (珠 海) 有 限 公 司	230百万香港ドル	100.0% (100.0%)	プリント配線板の製造

(注) 議決権比率の () 内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含み、連結対象子会社は7社、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高は29,359百万円（前期比1.3%減）であり、親会社株主に帰属する当期純利益は92百万円（前期比86.9%減）であります。

なお、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、その他海外連結子会社3社及び持分法適用会社1社につきましては、平成27年12月期の決算数値によっております。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

電子機器用プリント配線板の設計・製造・販売及びプリント配線板外観検査機並びに各種ソリューションビジネス商品の開発・販売を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場(平成28年3月31日現在)

当 社	本 社 : 京都府京都市右京区 工 場 : 太秦工場 (京都府京都市)・三上工場 (滋賀県野洲市) ・富波工場 (滋賀県野洲市)・守山工場 (滋賀県守山市) センター : 開発センター (京都府京都市)・技術センター (京都府京都市)・生産管理センター (滋賀県野洲市) 支店及び 営 業 所 : 営業本部 (滋賀県野洲市)・東京支店 (東京都港区) ・中部営業所 (愛知県刈谷市)・九州営業所 (長崎県大村市) 事 業 部 : P板開発サービス事業部 (埼玉県川越市)
白井電子科技(香港)有限公司	香港九龍
白井電子科技(珠海)有限公司	中国広東省珠海市
オーミハイテク株式会社	滋賀県野洲市

(13) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,684名	42名減

- (注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー(アルバイト)・契約社員・人材派遣人員が112名おります。
2. 上記従業員数にはグループ会社以外からの出向者1名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
452名	1名減	41.1歳	15.6年

- (注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー・人材派遣人員が59名おります。
2. 上記従業員数にはグループ会社以外からの出向者1名を含んでおります。
3. 上記従業員数にはグループ会社への出向者32名を除いて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,534百万円
株式会社みずほ銀行	1,756百万円
中国工商银行股份有限公司	1,665百万円
株式会社滋賀銀行	1,342百万円
株式会社京都銀行	1,178百万円
シンジケートローン	175百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行他3行からの協調融資によるものであります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,976,000株 (自己株式1,382株を含む)
- (3) 株 主 数 2,748名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白井商事株式会社	2,026千株	14.50%
シライ電子工業従業員持株会	1,055千株	7.55%
株式会社りそな銀行	408千株	2.92%
白井 総	391千株	2.80%
白井 治夫	378千株	2.71%
白井 由香	370千株	2.65%
任天堂株式会社	336千株	2.40%
楽天証券株式会社	253千株	1.82%
日本証券金融株式会社	235千株	1.68%
住友ベークライト株式会社	192千株	1.37%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(1,382株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小 島 甚 昭	白井電子科技(香港)有限公司 董事 白井電子科技(珠海)有限公司 董事
常 務 取 締 役	中 村 敏 光	プリント配線板事業統括担当兼国内PWB事業部長兼生産本部長
取 締 役	松 浦 充 徳	事業開発担当
取 締 役	山 中 尊 夫	人事総務・品質担当
取 締 役	亀 井 正 巳	経営管理担当
取 締 役	小 谷 峰 藏	海外事業担当 白井電子科技(香港)有限公司 董事長 白井電子科技(珠海)有限公司 董事長
取 締 役	畑 澤 敏 之	㈱巴川製紙所 取締役常務執行役員
常 勤 監 査 役	村 上 純 一	—
監 査 役	藤 原 利 往	因幡電機産業㈱ 常勤監査役 (社外監査役)
監 査 役	植 村 喜代司	—

(注) 1. 当期中における取締役の異動は、次のとおりであります。

平成27年 6月26日開催の定時株主総会において、畑澤敏之氏は取締役に選任され、就任いたしました。

2. 当期中の取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日
中村敏光	常務取締役 プリント配線板事業統括担当 兼生産本部長	常務取締役 プリント配線板事業統括担当 兼国内PWB事業部長兼生産本部長	平成27年 4月 1 日

3. 平成28年4月1日付をもって、次のとおり取締役の地位及び担当が変更となりました。
 (氏 名) (地 位) (担 当)
 中 村 敏 光 常務取締役 プリント配線板事業統括担当兼国内PWB事業部長
4. 取締役畑澤敏之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役藤原利往、植村喜代司の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役植村喜代司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役藤原利往、植村喜代司の両氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役畑澤敏之氏、常勤監査役村上純一氏、社外監査役藤原利往氏及び植村喜代司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	97百万円	(内社外1名3百万円)
監 査 役	3名	19百万円	(内社外2名8百万円)
合 計	10名	116百万円	

(注) 平成3年6月開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、平成2年6月開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は月額3百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役畑澤敏之氏は、株式会社巴川製紙所の取締役常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役藤原利往氏は、因幡電機産業株式会社の常勤監査役（社外監査役）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
- 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会（15回開催）		監査役会（15回開催）		主な活動状況
		出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)	
取締役	畑澤 敏之	10	83.3	—	—	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、助言・指摘を行っております。
監査役	藤原 利往	13	86.7	13	86.7	主に会計もしくは税制的な見地から、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	植村 喜代司	15	100	15	100	

（注） 取締役畑澤敏之氏につきましては、平成27年6月26日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司及び白井電子科技(珠海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、これを株主総会の会議の目的とする議案の内容といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の体制の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

イ 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮

ロ 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立

ハ 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築

ニ ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

各部門長は、各職務分掌に基づき業務運営計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社と当社との情報管理体制を整備する。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制を整備し、定期的に取り締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に取り締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の
主管部門が適切な指導を行う。
 - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査役や内部監査室による
監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用
人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協
議の上補助者を選任し、その補助者は監査役の指示がある場合はその指示に従う。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人
事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査役に相談し意見を求める。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその
職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
 - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を
受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制
当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り
決め遵守する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - イ 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。
 - ロ 監査役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。
 - ロ 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。
 - ハ 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。
 - ニ 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第47期においてコンプライアンス体制を整備し、その体制やルールについてグループコンプライアンス規程を制定するなどして明確にいたしました。また、その体制の維持・発展のためコンプライアンス委員会を発足し、第47期においては10回委員会を開催し、法令及び社内ルールの遵守状況の把握、コンプライアンス違反に係る内容の対応及び再発防止策の検討、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。またその内容は必要に応じて取締役会に報告され、取締役会はその審議を通じて各取締役の職務状況が法令及び定款に適合しているかを監督しております。

また内部通報制度の運用により、通常では見えがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類、経営会議議事録等、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、関係法令及び社内規程に基づき適切に保存、保管しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、期初にリスク評価を行って経営計画に反映し、リスクコントロールを設定して、月次にて経営会議、取締役会等の重要会議でその実効性をモニタリングしております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危険のリスクについても、経営会議、取締役会等で対応を速やかに審議し、必要な措置を講じております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は月次の頻度で経営会議、取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われているかを管理指標及び各取締役や使用人へのヒヤリングにてモニタリングするとともに、問題がある場合はその対応を速やかに審議し、意思決定して解決を図っております。また、監査役及び内部監査室が取締役の職務執行の状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題については是正の勧告を行っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社をグループ統括本社と位置付け関係会社と統括本社との情報管理の体制をグループ経営管理規程を定めて再整備しルール化いたしました。
また、統括本社に報告すべき重要な事項とその報告ルートを明確に定めて情報伝達漏れを防止しております。
重要な子会社には本社役員を子会社役員に兼務させており、当社取締役会で子会社の業務の状況をモニタリングしております。さらに、定期的に経営会議に子会社の責任者を参加させ、業務職務執行の状況をヒヤリングし、問題があれば審議し対応を意思決定しております。また、監査役及び内部監査室が子会社の業務執行状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題があれば是正の勧告を行っております。
内部通報制度を子会社にも適用し、通報があった場合は子会社の受付窓口から本社社長、監査役まで報告が上がるルートを確認しています。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会が監査役監査に協力できる体制を整備し、取締役会規則で明確にしておりますが、第47期において当該事象は発生しておりません。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、第47期において当該事象は発生しておりません。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
監査役は本社の取締役会及び経営会議等の重要な会議に参加し情報の収集に努めており、また、各子会社の監査役を兼任していることから、各子会社の取締役会等に参加し必要な報告を受けております。
また、内部通報制度において、本社社長とともに最終受領者として内部通報を洩れなく受領できる立場を確認しております。さらには監査役を第48期から通報窓口としても位置づけ、幅広く情報のチャンネルを確認できるよう意思決定しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し、意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、第47期において当該事象は発生しておりません。

また、内部通報を行った者に対する保護については内部通報処理に関する規程にて明確に定めており、違反した者には就業規則違反として罰則を定めております。ただし第47期においてはその事象は発生しておりません。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役会規則において取締役会が監査役監査に協力できる体制を確保しております。
第47期においては監査役が職務の執行に生ずる費用や債務処理が滞った事象はありません。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
取締役会が監査役監査に協力できる環境を整える責務があることを取締役会規則に定めており、各取締役の協力のもと第47期の監査役監査は予定通り遅滞なく完了しております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制を整備、運用する体制を構築しており、当該報告時点において第47期の財務報告に係る内部統制は適切に整備・運用されていることを内部監査にて確認しております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
当社は行動規範にて反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしており、その浸透を図っております。第47期において反社会的勢力との関係は認められません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,103	流 動 負 債	13,091
現 金 及 び 預 金	3,890	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,724
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,320	短 期 借 入 金	4,790
電 子 記 録 債 権	234	1年内返済予定の長期借入金	1,866
た な 卸 資 産	2,160	リ ー ス 債 務	174
繰 延 税 金 資 産	144	未 払 法 人 税 等	421
そ の 他	355	賞 与 引 当 金	240
貸 倒 引 当 金	△2	そ の 他	872
固 定 資 産	9,419	固 定 負 債	4,831
有 形 固 定 資 産	8,028	長 期 借 入 金	3,490
建 物 及 び 構 築 物	3,564	リ ー ス 債 務	416
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,113	繰 延 税 金 負 債	1
土 地	1,468	退 職 給 付 に 係 る 負 債	670
リ ー ス 資 産	608	資 産 除 去 債 務	141
建 設 仮 勘 定	30	そ の 他	110
そ の 他	242	負 債 合 計	17,922
無 形 固 定 資 産	217	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	1	株 主 資 本	4,002
そ の 他	216	資 本 金	1,361
投 資 そ の 他 の 資 産	1,174	資 本 剰 余 金	1,506
投 資 有 価 証 券	540	利 益 剰 余 金	1,134
繰 延 税 金 資 産	488	自 己 株 式	△0
そ の 他	156	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△524
貸 倒 引 当 金	△11	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△473
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△64
		非 支 配 株 主 持 分	122
		純 資 産 合 計	3,600
資 産 合 計	21,523	負 債 純 資 産 合 計	21,523

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,359
売上原価		24,706
売上総利益		4,652
販売費及び一般管理費		3,773
営業利益		879
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	1	
持分法による投資利益	1	
受取補償金	13	
その他	27	58
営業外費用		
支払利息	217	
シンジケートローン手数料	1	
為替差損	32	
支払補償費	38	
その他	28	319
経常利益		618
特別損失		
固定資産廃棄損	12	
固定資産売却損	2	
減損損	2	17
税金等調整前当期純利益		600
法人税、住民税及び事業税	157	
過年度法人税等	305	
法人税等調整額	32	495
当期純利益		105
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		92

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,361	1,476	1,111	△0	3,949
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△69		△69
親会社株主に帰属する当期純利益			92		92
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		30			30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	30	22	—	53
当 期 末 残 高	1,361	1,506	1,134	△0	4,002

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	39	△371	△10	△342	174	3,781
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△69
親会社株主に帰属する当期純利益						92
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△25	△102	△53	△181	△51	△233
当 期 変 動 額 合 計	△25	△102	△53	△181	△51	△180
当 期 末 残 高	13	△473	△64	△524	122	3,600

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7 社

白井電子科技(香港)有限公司

白井電子科技(珠海)有限公司

白井電子商貿(上海)有限公司

白井電子商貿(深セン)有限公司

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.

シライ物流サービス株式会社

オーミハイテク株式会社

当社の100%子会社である白井電子科技(香港)有限公司が49%出資し設立したShirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1 社

会社等の名称 科惠白井電路有限公司

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なるため、事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、白井電子商貿(上海)有限公司、白井電子商貿(深セン)有限公司及びShirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

(イ)平成19年3月31日以前に取得したもの

当社は旧定額法によっております。なお、連結子会社は定額法によっております。

(ロ)平成19年4月1日以降に取得したもの

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 2年～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

(イ)当社及び国内連結子会社

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)在外連結子会社

主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

② 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

③ 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益に与える影響額は軽微であり、税金等調整前当期純利益は30百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が30百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は、30百万円増加しております。

また、1株当たり当期純利益金額は2円20銭減少しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

国内連結子会社の有形固定資産(建物及びリース資産を除く)の減価償却の方法については、従来、定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、グループの会計方針の統一と期間損益の適正化の観点から有形固定資産の使用状況等を検討したところ、時の経過とともに著しい劣化又は機能の低下が発生することがなく、耐用年数の期間内において均等に費用配分を行うことが稼働実態をより適切に反映すると判断したために行ったものであります。

なお、この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ6百万円増加しております。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は111百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「仕入割引」(当連結会計年度は、2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払補償費」は1百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物及び構築物	3,439百万円
機械装置及び運搬具	1,030百万円
土地	1,453百万円
有形固定資産その他	2百万円
無形固定資産その他	144百万円

計	6,069百万円
---	----------

(上記に対する債務)

短期借入金	2,554百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,139百万円
長期借入金	1,823百万円

計	5,517百万円
---	----------

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額	11,014百万円
---------	-----------

3. 受取手形割引高 142百万円

4. 財務制限条項

- (1) 当社は、今後の事業展開で必要とされる資金需要に対する安定的、効率的な資金調達手段の確保及び調達コスト、財務関連コストの削減のため、取引銀行4行とシンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち175百万円には、下記の財務制限条項が付されております。
- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における修正純資産金額を前年同期の純資産の部の金額比75%以上に維持する。なお、修正純資産金額とは、ある特定の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。
 - ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される修正経常損益が2期連続して損失とならないようにする。なお、修正経常損益とは、ある特定の事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。
- (2) 連結子会社は、白井電子科技(珠海)有限公司の工場建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行3行とタームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち380百万円(3,152千USD)及び長期借入金のうち948百万円(7,853千USD)には、下記の財務制限条項が付されております。
- ① 平成27年3月期以降の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における修正純資産金額を前年同期の純資産の部の金額比75%以上に維持する。なお、修正純資産金額とは、ある特定の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。
 - ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される修正経常損益が2期連続(平成26年3月期以降に到来する決算期に限る。)して損失とならないようにする。なお、修正経常損益とは、ある特定の事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 13,976千株
2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	69	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

 (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプリント配線板の製造販売事業を行うための設備投資計画や販売計画に照らし、必要な資金(主に長期性の銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を1年以内返済の銀行借入によって調達しております。為替相場の変動リスクを軽減すべく為替予約契約を締結する準備をすすめておりますが、その他のデリバティブは利用しないこととしており、その他の投機的な取引も行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務の支払いに充当し、資金ロスの低減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業の安定株主施策に応じ所有する株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。また、子会社又は関係会社に対しては、必要に応じ短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金 は運転資金として必要な資金調達を目的にしており、最長で10年であります。

シンジケートローンは、当社の事業展開で必要とされる資金需要に対する安定的、効率的な資金調達を目的としたもので、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程をはじめ各規程に従い、営業債権について営業企画部が全取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部は取引相手先ごとに期日及び債権残高の管理を行うとともに、各営業部が取引先と与信額を超過した取引となっている場合、その解決策を聴取することとしております。

連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、借入時に期間中の利率を固定する中長期固定金利借入にて調達を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。為替予約契約の締結に向けた準備はすすめておりますが、締結には至っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループ各社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,890	3,890	—
(2) 受取手形及び売掛金（純額）	5,318	5,318	—
(3) 電子記録債権（純額）	234	234	—
(4) 投資有価証券	90	90	—
資産計	9,534	9,534	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,724	4,724	—
(2) 短期借入金	4,790	4,790	—
(3) 長期借入金 ※	5,357	5,393	36
負債計	14,872	14,908	36

※ 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	450

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 248円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円60銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,947	流動負債	4,364
現金及び預金	658	支払手形	1,075
受取手形	132	買掛金	714
売掛金	2,502	短期借入金	800
電子記録債権	234	1年内返済予定の長期借入金	1,092
製造仕掛品	693	リース負債	40
原材料及び貯蔵品	209	未払金	185
前払費用	134	未払消費税等	122
繰延税金資産	41	未払法人税等	11
関係会社短期貸付金	86	前払引当金	53
そ の 引 当 金	1,176	預賞与引当金	39
貸倒引当金	78	固定負債	145
固定資産	△2	固定負債	84
有形固定資産	5,796	長期借入金	2,842
建物	2,383	リース負債	2,023
構築物	656	退職給付引当金	99
機械及び装置	42	退職資産除却負債	512
車両運搬具	79	長期未払金	139
工具、器具及び備品	0		67
土地	93		
建物	1,361		
建設仮勘定	146		
無形固定資産	2		
ソフトウェア	18	負債合計	7,206
その他の資産	6	(純資産の部)	
投資その他の資産	1	株主資本	4,523
投資有価証券	11	資本金	1,361
関係会社株	3,394	資本剰余金	1,476
出関係会社長期貸付金	90	資本準備金	1,476
破産更生債権等	2,756	利益剰余金	1,685
長期前払費用	0	利益準備金	36
繰延税金資産	5	その他利益剰余金	1,648
投資の動産	1	別途積立金	410
貸倒引当金	43	繰越利益剰余金	1,238
	434	自己株式	△0
	11	評価・換算差額等	13
	61	その他有価証券評価差額金	13
	△11	純資産合計	4,536
資産合計	11,743	負債純資産合計	11,743

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,855
売 上 原 価		10,855
売 上 総 利 益		1,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,993
営 業 利 益		6
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33	
受 取 配 当 金	1	
経 営 指 導 料	23	
受 取 補 償 金	13	
そ の 他	36	109
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
為 替 差 損	7	
そ の 他	27	106
経 常 利 益		9
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	3	
固 定 資 産 売 却 損	2	
減 損 損 失	2	8
税 引 前 当 期 純 利 益		0
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	42	58
当 期 純 損 失		57

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,361	1,476	1,476
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 損 失			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,361	1,476	1,476

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	36	410	1,366	1,812	△0	4,650
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△69	△69		△69
当 期 純 損 失			△57	△57		△57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△127	△127	—	△127
当 期 末 残 高	36	410	1,238	1,685	△0	4,523

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	39	39	4,689
当期変動額			
剰余金の配当			△69
当期純損失			△57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△25	△25	△25
当期変動額合計	△25	△25	△152
当期末残高	13	13	4,536

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 …………… 総平均法

但し、検査機、金型及び設計代については個別法

原 材 料 …………… 総平均法

仕 掛 品 …………… 総平均法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… ①平成19年3月31日以前に取得したもの

(リース資産を除く) …… 旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 10年～38年

機 械 及 び 装 置 …………… 6 年

工具、器具及び備品 …………… 2 年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) …… 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって おります。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって おります。
投資不動産 (リース資産を除く)	①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能 限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によ っております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込 額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に充てるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計 上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰 属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞ れ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

8. 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

9. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

10. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで「流動資産」の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は111百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「経営指導料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「経営指導料」は22百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物	575百万円
土地	1,358百万円
投資不動産	11百万円
計	1,945百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	800百万円
1年内返済予定の長期借入金	992百万円
長期借入金	1,823百万円
計	3,616百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	54百万円
短期金銭債務	285百万円

3. 減価償却累計額

有形固定資産	6,522百万円
投資不動産	6百万円

4. 保証債務

次のとおり関係会社に対し、債務保証を行っております。

銀行借入に対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	3,879百万円
白井電子科技(珠海)有限公司	338百万円

リース契約に対する保証

白井電子科技(珠海)有限公司	416百万円
----------------	--------

取引に関する保証

白井電子科技(香港)有限公司	225百万円
----------------	--------

リース会社等からのファイナンスに対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	224百万円
白井電子科技(珠海)有限公司	53百万円

出資に対する保証

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.	7百万円
---	------

5. 受取手形割引高

142百万円

6. 財務制限条項

当社は、今後の事業展開で必要とされる資金需要に対する安定的、効率的な資金調達手段の確保及び調達コスト、財務関連コストの削減のため、取引銀行4行とシンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち175百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における修正純資産金額を前年同期の純資産の部の金額比75%以上に維持する。なお、修正純資産金額とは、ある特定の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される修正経常損益が2期連続して損失とならないようにする。なお、修正経常損益とは、ある特定の事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 160百万円

仕入高 3,338百万円

営業取引以外の取引高 87百万円

2. たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 12百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	1,382株
------------------	------	--------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	208百万円
資産除去債務	42百万円
未払役員退職慰労金否認額	8百万円
退職給付引当金否認額	156百万円
未払事業税	2百万円
賞与引当金否認額	44百万円
会員権評価損否認額	12百万円
投資有価証券評価損否認額	0百万円
一括償却資産償却限度超過額	3百万円
減価償却超過額	36百万円
夏季賞与支給に伴う法定福利費	7百万円
繰越欠損金	82百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	620百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	528百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△5百万円
繰延税金負債合計	△7百万円
繰延税金資産の純額	520百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.9%から30.7%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高 (注6)
子会社	白井電子科技 (香港)有限公司	所有 直接 100%	当社製品の 生産委託及 び販売 資金の援助 債務保証 役員の兼任	プリント配線 板等の購入 (注1)	2,088	買掛金	163
				資金の貸付 (注2)	1,171	短期貸 付金	1,171
				貸付利息の受 入 (注2)	32	未収入 金	2
				債務保証 (注3)	4,330	—	—
				保証料の受入 (注3)	8	未収入 金	2
				経営指導料の 受入 (注5)	21	—	—
				ロイヤリティ の受入 (注5)	106	—	—
	白井電子科技 (珠海)有限公司	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注4)	808	—	—
				保証料の受入 (注4)	5	未収入 金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. プリント配線板の購入価格については、白井電子科技(香港)有限公司から見積もりを入手し、市場価格と比較・検討し価格交渉を実施したうえで決定しております。
2. 白井電子科技(香港)有限公司の白井電子科技(珠海)有限公司への出資に関して資金を貸付ております。なお、貸付利息は香港での市場金利を勘案し決定しております。
3. 白井電子科技(香港)有限公司と科恵白井電路有限公司の取引高、銀行借入及びリース会社等からのファイナンスに対し債務保証を行っているものであります。なお、保証額は実際借入額とし日数に応じて債務保証額の年率0.2%の保証料を受取っております。

(1) 仕入取引に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	2,000	平成29年4月10日

(2) 銀行借入に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	6,000	平成28年9月30日
	4,601	平成31年3月31日
	2,400	平成33年3月31日
株式会社みずほ銀行	7,000	平成28年12月31日
	2,758	平成31年3月31日
	900	平成32年8月31日
株式会社京都銀行	490	平成29年9月30日
	2,069	平成31年3月31日
株式会社滋賀銀行	3,000	平成28年9月30日
	2,069	平成31年3月29日
株式会社三井住友銀行	3,000	平成28年8月31日
	金額 (千HKD)	期 限
東亜銀行有限公司	500	平成28年9月23日
	600	平成28年9月23日

(3) リース会社等からのファイナンスに対する保証

	金額 (千USD)	期 限
芙蓉総合リース株式会社	1,993	平成30年12月31日

4. 白井電子科技(珠海)有限公司のリース契約、銀行借入及びリース会社等からのファイナンスに対し債務保証を行っているものであります。なお、保証額は実際借入額とし日数に応じて債務保証額の年率0.2%の保証料を受取っております。

(1) リース契約に対する保証

	金額 (千CNY)	期 限
三菱UFJリース株式会社	4,768	平成29年7月12日
	10,893	平成32年11月12日
三井住友ファイナンス& リース株式会社	4,895	平成31年7月31日
	3,596	平成32年2月29日

(2) 銀行借入に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社三井住友銀行	3,000	平成28年12月31日

(3) リース会社等からのファイナンスに対する保証

	金額 (千CNY)	期 限
東京センチュリーリース 株式会社	1,214	平成32年2月7日
	931	平成32年3月4日
	947	平成32年4月29日

5. 経営指導料及びロイヤリティにつきましては、取引内容を勘案して決定しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 324円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円13銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月13日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シライ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月13日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

シライ電子工業株式会社 監査役会
常勤監査役 村上 純一 ㊞
社外監査役 藤原 利往 ㊞
社外監査役 植村 喜代司 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、配当原資確保のため収益力を強化すると同時に企業体質強化のための内部留保を勘案し、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金5円

配当総額 69,873,090円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、
取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候 補 者 の 有 する 当 社 の 株 式 数
1	こ じ ま じんしょう 小 島 甚 昭 昭和24年1月10日	昭和44年4月 松下電工(株) (現パナソニック(株)) 入社 平成9年6月 同社電子基材事業部品質保証部長 平成10年10月 台湾松下電工多層材料股份有限公司出向 総 経理 平成16年3月 当社出向 平成16年4月 当社技術・資材・生産統括担当部長 平成16年6月 当社常務取締役技術・資材・生産統括担当 平成17年8月 当社入社常務取締役技術・資材・生産統括 担当兼品質担当 平成21年4月 当社常務取締役プリント配線板事業担当兼 生産本部長兼資材部長 平成22年4月 当社常務取締役プリント配線板事業統括兼 生産担当 平成23年1月 当社常務取締役海外事業担当 平成23年4月 当社代表取締役専務海外事業担当 平成23年7月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 白井電子科技(香港)有限公司董事 白井電子科技(珠海)有限公司董事	12,700株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候 補 者 の 有 する 当 社 の 株 式 数
2	なかむら としみつ 中 村 敏 光 昭和29年 3 月15日	昭和47年 4 月 松下電工(株) (現パナソニック(株)) 入社 平成15年12月 同社郡山工場 電子回路板商品部長 平成17年 4 月 郡山松下電工(株) (現パナソニック デバイスマテリアル郡山(株)) 代表取締役社長 平成19年 4 月 中国蘇州松下電工有限公司 (現パナソニック デバイスマテリアル蘇州有限公司) 総経理 平成24年 9 月 当社入社社長付部長 平成25年 4 月 当社生産担当担当代理兼生産本部長 平成25年 6 月 当社取締役生産担当兼生産本部長 平成26年 2 月 当社取締役グローバル・マーケティング担当兼生産担当兼生産本部長 平成26年 4 月 当社常務取締役プリント配線板事業統括担当兼生産本部長 平成27年 4 月 当社常務取締役プリント配線板事業統括担当兼国内PWB事業部長兼生産本部長 平成28年 4 月 当社常務取締役プリント配線板事業統括担当兼国内PWB事業部長 (現任)	3,100株
3	まつうら みちのり 松 浦 充 徳 昭和27年 1 月28日	昭和45年 4 月 シンポ工業(株) (現日本電産シンポ(株)) 入社 平成 4 年 5 月 当社入社技術本部長付部長 平成 6 年 1 月 当社商品開発部長 平成10年 6 月 当社取締役開発・設計担当兼商品開発部長 平成18年 4 月 当社取締役開発・検査機担当兼検査機部長 平成20年 4 月 当社取締役開発・検査機事業担当兼検査機部長 平成24年 4 月 当社取締役事業開発担当 (現任)	36,000株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候 補 者 の 有 する 当 社 の 株 式 数
4	やま な か た か お 山 中 尊 夫 昭和32年12月6日	昭和55年4月 当社入社 平成9年4月 当社品質保証部長 平成12年4月 当社経営システム担当代理部長 平成16年4月 当社人事・総務担当兼人事部長 平成16年6月 当社取締役役人事・総務担当兼人事部長 平成21年3月 当社取締役海外事業担当 平成24年1月 当社取締役海外事業担当兼グローバル品質 保証担当兼品質保証本部長 平成25年1月 当社取締役グローバル品質保証担当兼品質 保証本部長 平成25年4月 当社取締役グローバル品質保証担当 平成26年4月 当社取締役役人事総務・品質担当（現任）	30,700株
5	か め い ま さ み 亀 井 正 巳 昭和34年1月20日	昭和56年4月 当社入社 平成4年4月 当社CADセンター次長 平成6年4月 当社生産管理部次長 平成12年4月 当社経営戦略企画室長 平成16年4月 当社経営企画担当兼経営企画室長 平成16年6月 当社取締役経営企画担当兼経営企画室長 平成21年4月 当社取締役経営企画・人事・総務担当兼経 営企画室長 平成22年4月 当社取締役経営企画・人事・総務担当 平成26年4月 当社取締役経営管理担当（現任）	35,400株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候 補 者 の 有 する 当 社 の 株 式 数
6	こたに みねぞう 小 谷 峰 藏 昭和32年 7 月 18日	昭和57年 4 月 当社入社 平成 9 年 4 月 当社経理部長 平成16年 4 月 当社経理・財務担当代理兼経理部長 平成17年 6 月 当社取締役経理・財務担当兼経理部長 平成18年 4 月 当社取締役経理・財務担当 平成26年 4 月 当社取締役海外事業担当（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技(香港)有限公司董事長 白井電子科技(珠海)有限公司董事長	47,400株
7	はたざわ としゆき 畑 澤 敏 之 昭和29年 6 月 11日	昭和53年 4 月 松下電工(株)入社（現パナソニック(株)） 平成17年 8 月 パナソニック 電工電子材料有限会社オース トリア出向 Managing Director 平成23年 5 月 パナソニック 電工タイ(株)出向 代表取締役社 長 平成26年 6 月 パナソニック(株)退職 平成26年 7 月 (株)巴川製紙所 経営顧問 平成27年 6 月 (株)巴川製紙所 社外取締役 平成27年 6 月 当社取締役（現任） 平成27年10月 (株)巴川製紙所 取締役常務執行役員（現任）	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 畑澤敏之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 畑澤敏之氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社経営に対して助言やご指摘をいただけることを期待したためであります。
4. 畑澤敏之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、畑澤敏之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、畑澤敏之氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	むらかみ じゅんいち 村 上 純 一 昭和30年6月9日	昭和54年4月 当社入社 平成2年4月 当社太秦工場長 平成6年1月 当社企画室長 平成8年4月 当社経営企画部長 平成10年4月 当社生産担当兼生産管理部長 平成10年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役営業統括担当兼西日本営業担当 平成17年4月 当社常務取締役営業統括・設計担当 平成20年4月 当社常務取締役海外事業担当 平成23年1月 当社常務取締役生産担当 平成24年4月 当社常務取締役 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	56,900株
2	※ う え だ し ん ご 植 田 伸 吾 昭和35年1月6日	昭和57年4月 (株)協和銀行（現(株)りそな銀行）入行 平成11年1月 (株)あさひ銀行（現(株)りそな銀行）姫路支店長 平成15年3月 (株)りそな銀行大阪融資第一部主任審査役 平成18年4月 同行大阪営業第四部長兼大阪中央営業第四部長 平成21年6月 同行執行役員 平成26年3月 同行退職 平成26年4月 りそな決済サービス(株) 専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） りそな決済サービス(株) 専務取締役	— 株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	※ 五 宝 滋 夫 昭和33年1月31日	昭和56年4月 麒麟麦酒(株)(現キリンビール(株))入社 平成19年3月 キリン(株)経営監査部兼キリンホールディングス(株)グループ経営監査担当主査 キリンディスティラリー(株)、(株)横浜赤レンガ、鶴見倉庫(株) 監査役 平成20年3月 キリンエンジニアリング(株)、(株)横浜アリーナ 監査役 平成21年3月 (株)永昌源、(株)鎌倉海浜ホテル 監査役 平成24年3月 キリンテクノシステム(株)、キリンエコー(株)、コスモ食品(株) 監査役 平成24年11月 台湾麒麟啤酒股份有限公司、監察人 平成25年3月 関西キリンビバレッジサービス(株) 監査役 平成27年3月 キリンビール(株)退職 平成27年6月 (株)ShowcaseGig 常勤監査役（社外監査役） (現任)	— 株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 当社と植田伸吾氏が専務取締役をされているりそな決済サービス株式会社とは、取引関係があります。その他の各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、村上純一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、村上純一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、植田伸吾氏、五宝滋夫氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 植田伸吾、五宝滋夫の両氏は社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者とした理由
 植田伸吾氏につきましては、企業経営者としての経験及び金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待でき、かつ、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 五宝滋夫氏につきましては、他社の監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を当社の監査体制に活かし、かつ、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
6. 植田伸吾氏は、過去5年間に於いて当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社りそな銀行の業務執行者となったことがあります。
7. 五宝滋夫氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年6月26日開催の第46回定時株主総会において補欠監査役に選任された和氣大輔氏の選任の効力は本定時株主総会が開催される時までとされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当 社 の 株 式 数
わ け だいすけ 和 氣 大 輔 昭和43年8月2日	平成10年10月 中央監査法人入所 平成17年1月 和氣公認会計士事務所開設、事務所所長 (現任) 平成24年6月 TOWA(株)社外監査役(現任) (平成28年6月29日付でTOWA(株)取締役監査等委員(社外取締役) に就任の予定)	— 株

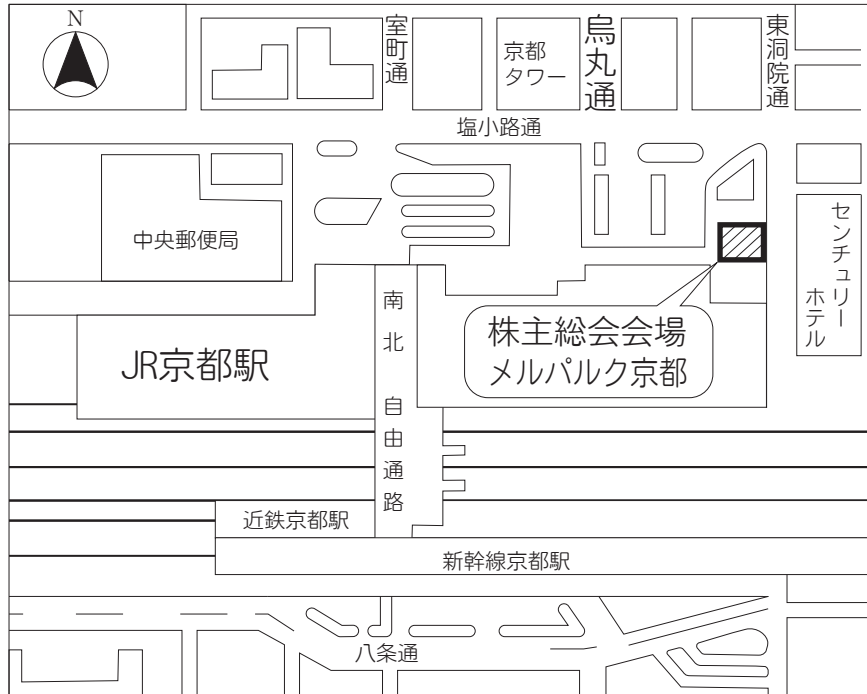
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和氣大輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 和氣大輔氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として培われた会計知識を豊富に有しておられることから、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

＜株主総会会場ご案内図＞

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A



J R 京都駅中央改札口出て右手徒歩3分

○ なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。